第二十六条　行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出するものとする。

3　［略］

（調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等）

第二十七条　法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

一　学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　統計成果物を研究の用に供すること。

ロ　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1)　統計成果物を利用して行った研究の成果が公表（法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。）されること。

(2)　統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二　教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　統計成果物を学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する一般課程を除く。）における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　統計成果物を利用して行った教育内容が公表（法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。）されること。

ハ　前号ハに掲げる要件に該当すること。

三　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ　国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められるもの

ロ　統計成果物を利用して行った事業等の内容が公表（法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。）されること。

ハ　第一号ハに掲げる要件に該当すること。

第十二条　行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3　［同上］

［新設］